

監査報告書

令和2年5月15日

学校法人常葉大学

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人常葉大学

監事 川並 孝純 ㊟

監事 石塚 勝啓 ㊟

監事 小里 広 ㊟

私たちは、私立学校法第37条第3項、第4項及び学校法人常葉大学寄附行為第15条並びに学校法人常葉大学監事監査規程に基づき、学校法人常葉大学の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席するほか、理事長等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、法人および法人の設置する学校等の業務および財産の状況を調査確認しました。

また、会計監査人（静岡監査法人）と連携し、計算書類（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、附属明細表）並びに財産目録について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人常葉大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上